

意見書案第2号

農業農村整備事業の予算確保に関する意見書

昨年、本道農業は冷湿害にみまわれ収量の減少や品質低下など大きな被害を被った。

しかし、土地改良事業により、農業生産基盤を整備したほ場ほど被害が少なく、その効果が顕著に現れた年であった。

国は、平成22年度農業関係の予算編成において、戸別所得補償制度のモデル対策費に重点配分する一方で、農業農村整備事業費（土地改良事業費）を大幅に削減した。

農業農村整備事業の予算の縮減は、生産者や地域が要望する排水対策や土層改良、区画整理等の農地整備、農業用水を安定的に確保するための農業水利施設の計画的な更新・整備に深刻な影響を与えることとなり、本道農業の生産性の低下を招くことは明らかである。

このことは、我が国の食料自給率をさらに低下させるなど国民全体の不利益にもつながるものと危惧する。

今後とも本道農業・農村が持続的に発展し、安全・安心な食料を国民に安定的に供給する役割を担っていくためには、食料供給力の確保に必要な農地や農業水利施設の整備を継続的かつ計画的に実施する事が不可欠である。

よって、本道農業の食料供給力の確保に向けた生産基盤整備の促進について、我々は総意として次の事項の実現が図られるよう強く要望する。

記

1. 国民の命の根源である食の安定供給を図るため、農業農村整備事業の着実かつ計画的な推進に必要な予算を確保すること。
2. 食料自給率200%の北海道農業が今後とも国民に安心安全な食を提供できるよう担い手の育成、優良農地の確保・整備を強力に推進すること。
3. 農業の持続的発展は農業者だけではなく、国民の命と暮らしを守るうえで極めて重要であり、必要な措置を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

上砂川町議会議長 堀 内 哲 夫

提出先 内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣 衆議院議長 参議院議長